

京 都 大 学 人 権 委 員 会 規 程 等 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">京都大学人権委員会規程 (平成16年達示第147号)</p> <p>(前 略) (部局人権委員会)</p> <p>第6条 部局(各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。))第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。))に定める施設等をいう。))をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。))、事務本部及び各共通事務部をいう。))に、当該部局における人権問題等の防止に関し必要な事項及び人権問題等が生じた場合の対応を行うことを目的とする委員会(以下「部局人権委員会」という。))を置く。</p> <p>2・3 (略) (後 略)</p>	<p style="text-align: center;">京都大学人権委員会規程 (平成16年達示第147号)</p> <p>(部局人権委員会)</p> <p>第6条 部局(各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。))第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。))に定める施設等をいう。))をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。))、事務本部(組織規程第57条第1項の監査室を含む。))及び各共通事務部をいう。))に、当該部局における人権問題等の防止に関し必要な事項及び人権問題等が生じた場合の対応を行うことを目的とする委員会(以下「部局人権委員会」という。))を置く。</p> <p>2・3 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和7年達示第55号) この規程は、令和7年10月1日から施行する。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学における公益通報者の保護等に関する規程 (平成17年達示第88号)</p> <p>(前 略) (定義)</p> <p>第2条 } 2 } (略) 3 } (1)・(2) } 4 }</p> <p>5 この規程において「部局」とは、各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。))第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第12節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。))に定める施設等をいう。))をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等</p>	<p style="text-align: center;">京都大学における公益通報者の保護等に関する規程 (平成17年達示第88号)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 } 2 } (同 左) 3 } (1)・(2) } 4 }</p> <p>5 この規程において「部局」とは、各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。))第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第12節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。))に定める施設等をいう。))をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等</p>

改正前	改正後
<p>を含む。)並びに事務本部の各部、総長オフィス、プロボストオフィス、CFOオフィス、広報室、インスティテューショナル・リサーチ室、国際交流室、監事支援室、不正防止実施本部事務室及び事務改革推進室並びに各共通事務部をいう。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学の情報セキュリティ対策に関する規程 (平成15年達示第43号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 部局 各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。))第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。))に定める施設等をいう。))をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。)、事務本部及び各共通事務部をいう。</p> <p>(9)～(11) (略)</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学教職員のクロスアポイントメントの実施に関する規程 (平成26年達示第55号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第5条 クロスアポイントメントを実施するときは、事前に総長の承認を受けなければならない</p>	<p>を含む。)事務本部の各部、総長オフィス、プロボストオフィス、CFOオフィス、広報室、インスティテューショナル・リサーチ室、国際交流室、監事支援室、不正防止実施本部事務室及び事務改革推進室並びに各共通事務部並びに<u>監査室</u>をいう。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和7年達示第55号) この規程は、令和7年10月1日から施行する。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>(1)～(7) }</p> <p>(8) 部局 各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。))第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。))に定める施設等をいう。))をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。)、事務本部(<u>組織規程第57条第1項の監査室を含む。</u>)及び各共通事務部をいう。</p> <p>(9)～(11) (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和7年達示第55号) この規程は、令和7年10月1日から施行する。</p> <p>(定義)</p> <p>第5条 (同 左)</p>

改正前	改正後
<p>い。</p> <p>2 対象教職員は、前項の承認を受けようとするときは、クロスアポイントメントを実施する初日の2月前までに所定の申請書を対象教員にあっては、所属する学系又は全学教員部の長（全学教員部にあっては当該クロスアポイントメントを実施する教員が所属する全学機能組織を担当する理事）（以下「学系等の長」という。）に、対象特定教員及び対象特定職員にあっては、所属する部局（各研究科、各附置研究所、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節までに定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）の長（以下「部局の長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>3 } 4 } 略 (1)～(3) (後略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学におけるハラスメントの防止等に関する規程 (平成17年達示第66号)</p> <p>(前略) (部局の長の責務)</p> <p>第4条 部局（各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。この条において「組織規程」という。）第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）、事務本部及び各共通事務部をいう。以下同じ。）の長（事務本部にあっては、人事担当の理事。以下同じ。）は、当該部局におけるハラスメントの防止等に関し総括し、当該部局においてハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅</p>	<p>2 対象教職員は、前項の承認を受けようとするときは、クロスアポイントメントを実施する初日の2月前までに所定の申請書を対象教員にあっては、所属する学系又は全学教員部の長（全学教員部にあっては当該クロスアポイントメントを実施する教員が所属する全学機能組織を担当する理事）（以下「学系等の長」という。）に、対象特定教員及び対象特定職員にあっては、所属する部局（各研究科、各附置研究所、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節までに定める施設等をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）<u>並びに組織規程第57条第1項の監査室</u>）の長（以下「部局の長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>3 } 4 } (同左) (1)～(3)</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和7年達示第55号） この規程は、令和7年10月1日から施行する。</p> <p>(部局の長の責務)</p> <p>第4条 部局（各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。この条において「組織規程」という。）第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）、事務本部（<u>組織規程第57条第1項の監査室を含む。</u>）及び各共通事務部をいう。以下同じ。）の長（事務本部にあっては、人事担当の理事。以下同じ。）は、当該部局におけるハラスメントの防止等に関し総括し、当該部局においてハ</p>

改正前	改正後
<p>速かつ適切に対処しなければならない。</p> <p>(後 略)</p> <p>国立大学法人京都大学教職員早期退職規程 (平成23年達示第23号)</p> <p>(前 略) (申出の方法)</p> <p>第4条 早期退職制度により退職を希望する教職員は、当該募集において定められた期間内に、教員（教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。以下同じ。）にあつては所属する学系又は全学教員部の長（全学教員部にあつては当該教員が所属する全学機能組織を担当する理事）、教員以外の教職員にあつては所属する部局（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院、各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）、事務本部の各部、総長オフィス、プロボストオフィス、CF0オフィス、広報室、インスティテューショナル・リサーチ室、国際交流室、監事支援室、不正防止実施本部事務室及び事務改革推進室並びに各共通事務部をいう。以下同じ。）の長に対しその旨を申し出なければならない。</p> <p>2 (略) (後 略)</p> <p>国立大学法人京都大学利益相反マネジメント規程 (平成25年達示第79号)</p> <p>(前 略) (定義)</p> <p>第2条 この規程において次の各号に掲げる用</p>	<p>ラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。</p> <p>附 則（令和7年達示第55号） この規程は、令和7年10月1日から施行する。</p> <p>(申出の方法)</p> <p>第4条 早期退職制度により退職を希望する教職員は、当該募集において定められた期間内に、教員（教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。以下同じ。）にあつては所属する学系又は全学教員部の長（全学教員部にあつては当該教員が所属する全学機能組織を担当する理事）、教員以外の教職員にあつては所属する部局（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院、各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）、事務本部の各部、総長オフィス、プロボストオフィス、CF0オフィス、広報室、インスティテューショナル・リサーチ室、国際交流室、監事支援室、不正防止実施本部事務室及び事務改革推進室、各共通事務部並びに監査室をいう。以下同じ。）の長に対しその旨を申し出なければならない。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>附 則（令和7年達示第55号） この規程は、令和7年10月1日から施行する。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (同 左)</p>

改正前	改正後
<p>語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。この項において「組織規程」という。）第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）、事務本部及び共通事務部をいう。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学における競争的研究費等の適正管理に関する規程 (平成26年達示第38号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 } (略)</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 この規程において「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）、事務本部及び各共通事務部をいう。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(1)～(4) (同 左)</p> <p>(5) 「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。この項において「組織規程」という。）第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）、<u>事務本部（組織規程第57条第1項の監査室を含む。）</u>及び共通事務部をいう。</p> <p>(6) (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和7年達示第55号） この規程は、令和7年10月1日から施行する。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 この規程において「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）、<u>事務本部（組織規程第57条第1項の監査室を含む。）</u>及び各共通事務部をいう。</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和7年達示第55号） この規程は、令和7年10月1日から施行する。</p>

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">京都大学安全衛生管理規程 (平成19年達示第8号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 部局 各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。）第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節までに定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）<u>、事務本部及び各共通事務部をいう。</u></p> <p>(後 略)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>(1)～(6) }</p> <p>(7) 部局 各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。）第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節までに定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）<u>、事務本部（組織規程第57条第1項の監査室を含む。）</u>及び各共通事務部をいう。</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和7年達示第55号）</p> <p>この規程は、令和7年10月1日から施行する。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学自家用電気工作物保安規程 (昭和46年達示第18号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(部局における管理)</p> <p>第4条 部局（各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）及び事務本部をいう。以下同じ。）における電気工作物の保安に関しては、当該部局の長（事務本部にあつては、総務担当の理事。以下同じ。）が管理するものとする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(部局における管理)</p> <p>第4条 部局（各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）及び事務本部<u>（組織規程第57条第1項の監査室を含む。）</u>をいう。以下同じ。）における電気工作物の保安に関しては、当該部局の長（事務本部にあつては、総務担当の理事。以下同じ。）が管理するものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和7年達示第55号）</p> <p>この規程は、令和7年10月1日から施行する。</p>

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学旅費規程 (平成18年達示第36号)</p> <p>(前 略) (用語の意義)</p> <p>第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 部局 各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。)第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。)並びに事務本部の各部、総長オフィス、プロボストオフィス、CFOオフィス、広報室、インスティテューショナル・リサーチ室、国際交流室、監事支援室、不正防止実施本部事務室及び事務改革推進室並びに各共通事務部をいう。</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (同 左)</p> <p>(6) 部局 各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。)第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。) <u>、</u>事務本部の各部、総長オフィス、プロボストオフィス、CFOオフィス、広報室、インスティテューショナル・リサーチ室、国際交流室、監事支援室、不正防止実施本部事務室及び事務改革推進室並びに各共通事務部<u>並びに監査室</u>をいう。</p> <p>(7)・(8) (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和7年達示第55号)</p> <p>この規程は、令和7年10月1日から施行する。</p>